

## 協会員に対する処分について

平成 30 年 11 月 21 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分を行いました。

### 記

#### ○ アーツ証券株式会社

- ・ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げる行為
- ・ 関連販売証券会社に虚偽の決算報告書等を送付する行為
- ・ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

#### 1. 事実関係

##### (1) 株式会社オプティファクターに関連する債券について

株式会社オプティファクター（以下「オプティ社」という。）は、債券発行を目的とするとして、平成 16 年 3 月にオプティ・メディックス・リミテッド（以下「OPM社」という。）を英領ヴァージン諸島に、同 17 年 7 月に株式会社メディカル・リレーションズ・リミテッド（以下「MRL社」という。）を東京に、同 22 年 12 月にメディカル・トレンド・リミテッド（以下「MTL社」といい、この 3 社を「発行会社 3 社」という。）を英領ヴァージン諸島に、それぞれ設立し、発行会社 3 社の運営を行っている。

発行会社 3 社は、診療報酬債権等を買取り、それを「裏付資産」とするとして、OPM社においては平成 16 年 6 月から「OPTI-MEDEX Note」との、MRL社においては同 19 年 11 月から「メディカル・リレーションズ発行私募社債」との、MTL社においては同 23 年 2 月から「Medical Trend Note」との各名称の社債（以下、発行会社 3 社が発行する社債をそれぞれ「OPM債」、「MRL債」及び「MTL債」といい、これらを総称して「本件 3 社債」という。）を発行し、資金を調達している。

本件 3 社債の発行残高は、平成 27 年 10 月末現在、合計で約 227 億円（投資者数は約 2,470 者）となっている。

当社は、平成 16 年 6 月から OPM債、同 23 年 2 月から MTL債の販売を一般投資家等の顧客に対して行うとともに、発行会社 3 社からの委託により、竹松証券株式会社、田原証券株式会社及び六和証券株式会社に対し、OPM債及び MTL債の販売について、上光証券株式会社、共和証券株式会社及びおきなわ証券株式会社に対し、MRL債の販

売について、それぞれ紹介・助言・支援等を行っている（以下、当社が上記支援等を行っている上記6社を「関連販売証券会社」という。）。

これにより、当社は、発行会社3社から、当社による販売額に応じた販売手数料等を受領するとともに、関連販売証券会社による販売額に応じ、上記支援等に係る業務委託手数料を受領している。

当社による販売残高は、平成27年10月末現在、OPM債が約38億円、MTL債が約29億円、合計で約67億円（投資者数は約490者）となっている。

こうした中、オプティ社及び発行会社3社は、平成25年3月以降、その財務状況を確認したところ、「決算書に実態が不明又は実在性の確認できない資産や売上が多額に計上」され、「実在性のあることが確認できた資産の合計額」は「債券の発行残高に比べて明らかに僅少であることが判明」した等として、同27年11月6日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、MRL社については同日、オプティ社、OPM社及びMTL社については同月13日に、破産手続開始決定を受けた。

証券取引等監視委員会において、本件3社債の実態を検証したところ、1)発行会社3社のいずれにおいても、社債発行の初期より、買い取った診療報酬債権等の残高は社債発行残高に比して著しく僅少であったこと、2)OPM社については平成17年12月期から、MRL社については同23年4月期から、MTL社については同24年3月期から、社債発行によって調達した資金が、診療報酬債権等の買取り以外に、オプティ社及びその関連会社（以下「関連会社」という。）の資金等に流用され（オプティ社及び関連会社を経由したものも含め、発行会社3社間の資金の移動も行われた。）、毀損されていたこと、3)その結果、本件3社債の新規発行を行わなければ、既発行の本件3社債の償還及び利払いを継続的に行うことが困難な状況に至ったことが認められた。

当社の川崎正代表取締役（以下「川崎社長」という。）は、遅くとも平成25年10月頃までに、オプティ社の児泉一代表取締役（以下「児泉社長」という。）から発行会社3社の財務状況に関する相談を受けるなどし、発行会社3社のいずれにおいても、買い取った診療報酬債権等の残高は社債発行残高に比して著しく僅少であること、社債発行によって調達した資金が、診療報酬債権等の買取り以外に、オプティ社及び関連会社の資金等に流用され、毀損されていること、「決算書に実態が不明又は実在性の確認できない資産」が「多額に計上」され、「実在性のあることが確認できた資産の合計額」は「債券の発行残高に比べて明らかに僅少」となっていること等を認識した。

① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げる行為

川崎社長は、その業務に関し、児泉社長とともに、上記のように発行会社3社の財務状況の実態を認識したにもかかわらず、これを意図的に秘匿・隠蔽したまま、当社営業員及び金融商品仲介業者をして、顧客に対し、OPM債及びMTL債の販売を継続した。

また、当社は、OPM債及びMTL債について、事実と反し、「本債券発行を目的として設立された特別目的会社（SPC）」が「診療報酬債権等を取得し、それらを裏付

資産として発行される債券」であり、「安全性の高い商品」であると記載した勧誘資料及び契約締結前交付書面の作成・使用を継続することとし、当社営業員及び金融商品仲介業者をして、顧客に対し、当該勧誘資料等を使用し、事実を反し、診療報酬債権等が「裏付資産」であり、「安全性の高い商品」である旨を説明し、OPM債及びMTL債の販売を継続した。

## ② 関連販売証券会社に虚偽の決算報告書等を送付する行為

川崎社長は、その業務に関し、児泉社長とともに、関連販売証券会社に対しても、上記①と同様、発行会社3社の財務状況の実態を意図的に秘匿・隠蔽したまま、当社又はオプティ社において、関連販売証券会社に対し、虚偽の診療報酬債権等の残高等を記載した決算報告書及び運用実績報告書を送付し続けるとともに、上記①と同様の当社作成の勧誘資料等のひな型を送付し、これに基づき、本件3社債の販売を継続させた。

## (2) その他の債券について

### ① 「中小企業資金繰支援債券」について

当社は、ワダツミ株式会社と提携し（役員派遣を含む。）、平成25年2月、WADATSUMI BENEFIT LIMITED（以下「WBL社」という。）をケイマン諸島に設立した。

WBL社は、中小企業の売掛債権を買い取り、それを「裏付資産」とするとして、「中小企業資金繰支援債券」との名称の社債（以下「WBL債」という。）を発行し、資金を調達している。WBL債の発行残高は、平成27年11月末現在、合計で約5.7億円となっている（投資者数は約120者）。

当社は、WBL社に対し、債券発行額・時期や売掛債権の買取り等について助言等を行うとともに、平成25年7月から、当社営業員及び金融商品仲介業者をして、WBL債の販売を一般投資家等の顧客に対して行い、また、WBL社からの委託により、竹松証券株式会社、田原証券株式会社及び大熊本証券株式会社に対し、WBL債の販売について、紹介・助言・支援等を行っている。

当社によるWBL債の販売残高は、平成27年11月末現在、約2.2億円（投資者数は約10者）となっている。

WBL社は、WBL債の発行当初より、買い取った売掛債権の残高が社債発行残高に比して僅少な状態が継続するとともに、平成26年9月以降、買い取った売掛債権について回収遅延が発生するようになった。その結果、同27年11月末現在、売掛債権買取残高は約2.4億円にすぎず、そのうち約1.2億円を直ちに回収することが困難になっている。

川崎社長は、WBL債の発行当初から上記のWBL社の財務状況の実態を認識していた。しかしながら、当社は、WBL債の販売のために作成・使用した勧誘資料等において、「裏付資産」については「本債券発行により調達した資金を基に売掛債権の取得を行います」などと記載する一方、「発行体の信用リスク」については抽象的な記載しか

せずに、顧客に対し、WBL債の販売を行った。

当該勧誘資料等は、WBL社において、売掛債権の買取り又はその回収可能性等に現に問題が生じているにもかかわらず、顧客に対し、当該問題が生じていないとの誤解を与える表示をしたものである。

## ② 「ASAP ALPHA NOTE」について

ASAP ALPHA（以下「ASAP社」という。）は、平成25年3月にケイマン諸島に設立され、米国に所在する不動産を「収益の根源」とするとして、「ASAP ALPHA NOTE」との名称の社債（以下「ASAP債」という。）を発行し、資金を調達している。

そして、ASAP社は、同社子会社の発行する社債Aを取得し、同子会社は、米国に所在する不動産を取得し、賃料収入を得るとする会社（米国LLC）の発行する社債Bを取得している。

ASAP債の発行残高は、平成27年11月末現在、合計で約49億円となっている（投資者数は約560者）。

当社は、平成25年6月から、ASAP社の管理・運営を行っている米国会社からの委託により、山形証券株式会社、竹松証券株式会社、田原証券株式会社、大熊本証券株式会社及びおきなわ証券株式会社に対し、ASAP債の販売について、紹介・助言・支援等を行うとともに、同26年5月から、当社営業員及び金融商品仲介業者をして、ASAP債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。

当社によるASAP債の販売残高は、平成27年11月末現在、約12億円（投資者数は約90者）となっている。

しかしながら、上記LLCについては、決算書類が作成されておらず、財務状況等の実態が不明である。当社も、証券取引等監視委員会の検査に対し、上記LLCの実態を的確に説明できない。

当社は、上記LLCの実態を的確に把握していないにもかかわらず、ASAP債について、「収益の根源は本スキームを通じて保有される米国不動産に関連付けられたもの」と記載した勧誘資料等を作成・使用することにより、販売証券会社である当社が上記LLCの実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、その販売を行った。

## 2. 法令等適用

上記1.（1）①の行為は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に、②の行為は、金商法第52条第1項第10号（平成29年5月24日法律第37号による改正前は同項第9号。）に規定する「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。

また、上記1.（2）①及び②の行為は、それぞれ、金商法第38条第9号（平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。）に基づく金融商品取引業等に関する

内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して（略）重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。

さらに、上記1.（1）①及び②並びに（2）①及び②の行為は、本協会定款第28条第1項第4号に規定する「取引の信義則に反する行為をしたとき」に該当するものと認められる。

### 3. 処分の内容

以上のことから、アーツ証券株式会社に対し、次のとおり処分を行った。

- ・ 定款第28条第1項の規定に基づく処分  
除名

### 4. その他

当社は、本件について、平成28年1月29日、登録取消し及び業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL.03-6665-6778）

## 定 款 (昭 48. 6. 7)

— 抜 粋 —

## (会員の処分等)

第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。

1 } ( 省 略 )  
2 }

3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

4 } ( 省 略 )  
12 }

- 2 本協会は、前項に規定する処分を行おうとするときは、弁明の手続を行うものとする。
- 3 第 1 項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。
- 4 前項に規定する過怠金の額は、5 億円を上限とする。ただし、第 1 項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。
- 5 第 3 項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6 か月以内とする。
- 6 第 1 項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の 5 年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が 1 年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。
- 7 第 4 項ただし書の適用がある場合における 5 億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。
- 8 第 1 項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。
- 9 会員は、第 1 項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合、その期間中、当該会員の会員権は停止又は制限される。当該会員は、その場合においても、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。
- 10 会員は、第 1 項の処分の通知が到達した日から 10 日以内に、第 76 条の 3 に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。
- 11 第 1 項、第 2 項及び前項の手続に関し必要な事項は、「協会員に対する処分等に係る手続に関する規則」をもって定める。

## 協会員に対する処分等に係る手続に関する規則 (平 22. 6. 28) — 抜 粋 —

## (処分の公表)

第 15 条 本協会は、定款第 28 条第 1 項の規定により処分を行ったときは、その旨を各協会員に通知する。

- 2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。
- 3 前項の規定に基づき公表を行う期間は、当該公表を行った日から 5 年間とする。



日本証券業協会  
Japan Securities Dealers Association

## 資料 2

### IOSCO協力会員諮問委員会（AMCC） 中間会合等の模様について

平成30年11月21日  
日本証券業協会

2018 IOSCO AMCC



# 1. 開催概要

1) 会議名 及び開催地	AMCC中間会合 AMCC研修セミナー	10月29日（月）～10月30日（火） 10月31日（水）～11月1日（木）
2) 開催地	英国 ロンドン	
3) 主催機関	国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）	
4) 参加者	AMCC中間会合 AMCC研修セミナー	75名 約100名

## 5) 今回のポイント

- 本年5月にブダペストで開催された年次総会からAMCC議長に就任した全米先物協会（NFA）の Karen Wuertz氏の方針により、AMCC年次総会及び同中間会合の位置付けの明確化が図られ、年次総会はIOSCOの各政策委員会との意見交換を通じ各政策委員会がAMCCに期待する事項及びAMCCからインプットできる事項の確認を行う場とし、中間会合はIOSCOの主要課題に対しAMCCとしてどのような貢献をしていくかを検討する場とすることとされた。
- AMCCのメンバーは世界各国の取引所、清算機関、自主規制機関、業界団体等から構成されており、メンバーの興味及び貢献可能な範囲も多様である。このため、IOSCOの各政策委員会等が取り組んでいる案件に効率的に対応していくため、個別案件毎にWG等を創設し検討していくこととされた。
- AMCCの限られた資源を有効に活用するために、AMCC内のコミュニケーション方法について継続的に見直しを行っていくこととされた。
- 今回中間会合及び研修セミナーにおいては、規制執行、市場監視、顧客保護といった従来からのトピックに加え、金融危機後の店頭デリバティブ市場構造改革の進捗を含む店頭デリバティブ市場の機能及び課題についても取り上げられた。

## 2. 協力会員諮問委員会（AMCC）中間会合 －会合での主な議論の概要



### ◆ AMCC議長及び副議長による挨拶

- 先般AMCCメンバー向けに実施したサーベイの結果、IOSCOの各政策委員会等と密接なコミュニケーションをとり有益な提言を行っていくことがAMCCの役割として期待されていることを認識した。

### ◆ 主催機関（ISDA）による挨拶

- ブレグジットは本日現在において結果が予測できない大きな課題の一つであるが、この不確実な課題への対応について国際的な観点からの意見交換を期待している。

### ◆ IOSCOにおける主要課題

- 2019年の主要課題は、①暗号資産、②人工知能・機械学習、③パッシブ投資、④インデックスプロバイダー、⑤クロスボーダーな流通市場のデジタル化、⑥規制の変化と意図しない結果への対応である。
- 各課題に対して各政策委員会やタスクフォースで検討が進められているほか、複数の政策委員会での連携（ジョイント・プロジェクト）や外部機関（FSB等）との協力も進行中である。
- 規制当局間における情報交換を目的としたMMOU（締結機関：118、情報交換：4,000回以上）について、本MMOUの情報交換が公益目的によるものとして欧州の「一般データ保護規則(GDPR)」の適用除外が受けられるよう欧州データ保護会議との間で交渉を行っているところである。

※ 同様の内容が研修セミナーにおいても紹介された。

### ◆ AMCCの戦略的ポジショニング

- AMCCの活動をより活発にするために、以下の検討を進めることとされた。
  - ・ AMCC内におけるテーマごとのサブグループの設置
  - ・ AMCC研修セミナーにおける新興市場委員会（GEM）との連携
  - ・ AMCCウェブサイト・ニュースレター等のコミュニケーション・ツールの運用方法見直し

※ 次回のAMCC中間会合については主催機関が決定していないため、2019年12月初旬にIOSCO本部（マドリッド）で開催される可能性が言及された。

## 2. 協力会員諮問委員会（AMCC）中間会合 －会合での主な議論の概要



各検討項目に関し、IOSCOの政策委員会（C）やタスクフォースにおける取組みの進捗状況について報告が行われた。

### ◆ 暗号資産

- 暗号資産は単なる取引上の課題としてとらえるのではなく、資産管理の分野における所有権、開示規制、効果的な評価方法についても検討が必要であることを認識しなければならない。

### ◆ フィンテック、レグテック

- クラウド、ロボティクス、DLTなどのテクノロジーへの規制はプリンシプルベースとなることが望ましい。
- 規制のサンドボックスは、将来の規制の在り方を考える上で有用であるが、テスト期間の制限を行う等、一定の制約を設けることが重要である。

### ◆ ETF

- パッシブ投資の拡大に伴い、インデックスプロバイダーを自社グループ内に有するETFの運用会社が市場支配権を握ることによる弊害（利益相反等）が生じることについて検討が必要である。

### ◆ サイバーセキュリティ

- 2018年10月に公表したグローバル・サイバーセキュリティ・アセットマネジメント・ベンチマーク・サーベイでは、一部のファンドにおいて各基準策定機関が定めるセキュリティフレームワークに全く従っていない事例が見受けられたため、本サーベイが監督当局における検査の際のガイドラインとなることで、問題が解決することを期待している。
  - 本サーベイの目的は各法域においてどのような基準が使用されているかを見極めることにあり、規制当局に対応を求めるものとはすべきではない。

## 2. 協力会員諮問委員会（AMCC）中間会合 －会合での主な議論の概要

### ◆ リテール投資者保護

- 投資者教育活動は、過去のグッドプラクティスを参考とし、証券会社等における視点も踏まえたベストな在り方を取りまとめてはどうか。
- 規制当局における苦情の取扱いに関するサーベイは、世の中に求められる投資者保護の施策を判断するのに有用であり、AMCCとしても情報のインプットで貢献できるのではないか。

### ◆ 倫理

- 投資者に企業の公正性を示すには、企業がトップマネジメントで倫理的環境を構築することが重要であり、規制当局においては、倫理的環境の評価に関するツールボックスの策定等を通じて、企業に報酬の開示や情報の透明性の確保を求めることが必要である。
- 各法域における価値観の違いから企業文化を統一的に判断することは困難であるものの、倫理規定であれば包括的な対応を考えていくことも可能ではないか。

### ◆ デリバティブ市場

- 取引報告義務は、報告負担にも配慮しつつ、規制当局における効率的な報告データの利用方法を見出すことが重要である。
- 規制当局において報告されたデータを利用するに当たっては、規制のために利用するデータと市場の透明性を確保するために利用するデータを区別して考える必要がある。
- 欧州では様々な報告制度を一貫性のあるものとする取組みが進められており、報告制度の今後を検討するにあたって参考となるものと考えられるため、次回のAMCC会合に欧州関係者を招待してはどうか。

# 2. 協力会員諮問委員会（AMCC）研修セミナー － 会合での主な議論の概要



## ◆ 主催機関からの挨拶

- グローバル化が加速する昨今の資本市場においては、各市場間における規制の調和と親和性を確保することが不可欠であり、今後もIOSCOの活動により、金融改革はプルデンシャルな方向へと導くことが必要であろう

## ◆ デリバティブ市場

- 始めはディーラーだけであったカウンターパーティは法人、個人、国家へと拡大し、市場の多様性を踏まえた法的安定の必要性が高まっており、技術的変化も踏まえた規制体系の構築が必要である。
- ネットィングはリスク削減方法として有効であり、各国の破産法制においてOTCデリバティブのクローズアウトネットィング規程が協調的に盛り込まれることが重要である。

## ◆ 執行と調査

- IOSCOのMMOUはその利用が法規則で定められていない法域では権限の行使方法を考える必要がある。
- 規制を執行するに当たっては様々なギャップに直面することで適切な執行が妨げられる場合があるが、ギャップを解消するためには自国の行政当局との協力関係を構築することも重要である。

## ◆ データ分析

- この分野における取組みを発展させていくためには、多くの学術機関との連携、人工知能や機械学習などの技術の活用、ミレニアル世代を中心とした幅広い分野の人々を巻き込むことができる柔軟な環境構築が重要である。
- 上場企業による情報開示はその真実性に関わらず市場へ影響を与えるが、情報の真実性をデータ分析においてどのように取り扱うかが課題である。
- 取り扱うデータが誰に利用されるのか、誰がデータにアクセスできるのかを考慮し、分析するデータに優先順位をつけていくデータガバナンスが重要である。

# 2. 協力会員諮問委員会（AMCC）研修セミナー

## － 会合での主な議論の概要

### ◆ サイバーセキュリティ

- 日々変化するサイバーセキュリティの世界に対応するためには、弾力的で柔軟性の高い指針の策定と攻撃者の戦術や意図を理解して攻撃を受けた際に迅速に意思決定を行うことが有効である。
- 実際に脅威を経験したことがない人は、よくできた防衛シナリオがあるとそれのみに追随しがちであるため、ディスカッション等を通じた新たな代替シナリオの作成も重要である。

### ◆ 監督

- 限られたリソースの中で適切な監督を行うためには、監督対象の財務状況やビジネスモデルを基に優先順位を付けてアプローチするリスクベースの監督が有効である。
- 市場濫用を防ぐためには、市場で発生したシグナルやアラートの情報を市場監督主体と仲介業者との間で共有し自発的な警戒意識を持たせることも有効である。
- SNSや電話記録の監視を行うため、各機関においてシステムツールを活用する等試行錯誤をしている。

### ◆ 倫理

- 健全な市場を構築するためには、強制的な規制により人の行動を律する法令だけでは不十分であり、市場参加者自身の内面化された規範により自発的に自身の行動を律する倫理の存在が不可欠となる。
- 多くの企業において倫理コード等が策定されているにも関わらず、不祥事が後を絶たない。経営者が倫理的な判断を行えるような企業文化・風土の構築が可能となるよう法令等の外部環境の整備が求められる。

### ◆ リテール投資者保護

- 規制当局は、投資者保護の目的を損なうことなく社会経済的に有用なイノベーションを可能とするバランスのとれた規制環境を構築する必要がある。
- 規制は社会の変化にも対応していかなければならない。例えば高齢化社会においては、高齢者向けの規制が求められる可能性がある。

## 2. 協力会員諮問委員会（AMCC）研修セミナー － 会合での主な議論の概要



AMCC中間会合の様様



AMCC研修セミナーの様様

10月29日（月） 協力会員諮問委員会（AMCC）中間会合

9:00 – 9:15

## AMCC議長及び副議長による歓迎の辞

- Ms. Karen Wuertz, AMCC議長 & SVP, 全米先物協会（NFA）
- Ms. Nandini Sukumar, AMCC副議長 & CEO, 国際取引所連合（WFE）

## 主催機関による歓迎の辞

- Mr. Scott O' Malia, CEO, 国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）
- Mr. Benoit Gourisse, Senior Director, European Policy, 国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）

9:15 – 9:45

## IOSCO代表による挨拶 – 現在の理事会における優先課題

- Ms. Isabel Pastor, Head of Enforcement & Cooperation and Senior Advisor, Special Projects

9:45 – 11:15

## 1. AMCCの戦略的ポジショニング

- モデレーター：全米先物協会（NFA）

11:15 – 11:45

## 2. IOSCO第2委員会（C2）における最近の取組み- 流通市場の規制に関する委員会

- モデレーター：国際取引所連合（WFE）
- パネリスト：カナダ投資産業規制機関（IIROC）、シカゴ・マーカンタイル取引所（CME）、インド国立証券取引所（NSE）、香港証券取引所（HKEX）/ロンドン金属取引所（LME）、ボンベイ証券取引所（BSE）

11:45 – 12:15

## 3. IOSCO第3委員会（C3）における最近の取組み- 市場仲介者の規制に関する委員会

- モデレーター：米国先物業協会（FIA）
- パネリスト：全米先物協会（NFA）、米国金融取引業規制機構（FINRA）、日本証券業協会（JSDA）

10月29日（月） 協力会員諮問委員会（AMCC）中間会合

13:30 – 14:00	<b>4. IOSCO第5委員会（C5）における最近の取組み- 資産運用業に関する委員会</b> <ul style="list-style-type: none"><li>◦ モデレーター：米国投資信託協会（ICI）</li><li>◦ パネリスト：ブラジル金融資本市場協会（ANBIMA）、欧州投資信託協会（EFAMA）、オルタナティブ投資基準審議会（SBAI）</li></ul>
14:00 – 15:00	<b>5. サイバーセキュリティ</b> <ul style="list-style-type: none"><li>◦ モデレーター：国際取引所連合（WFE）</li><li>◦ パネリスト：米国投資信託協会（ICI）、オルタナティブ投資基準審議会（SBAI）、ボンベイ証券取引所（BSE）</li></ul>
15:00 – 15:30	<b>6. フィンテック/レグテック</b> <ul style="list-style-type: none"><li>◦ 共同モデレーター：米国金融取引業規制機構（FINRA）、グローバル金融市場協会（GFMA）</li><li>◦ パネリスト：全AMCCメンバー</li></ul>
15:45 – 16:15	<b>7. IOSCO第8委員会（C8）における最近の取組み- リテール投資者に関する委員会</b> <ul style="list-style-type: none"><li>◦ モデレーター：FPSB</li><li>◦ パネリスト：米国金融取引業規制機構（FINRA）、日本証券業協会（JSDA）、ボンベイ証券取引所（BSE）</li></ul>
16:15 – 16:45	<b>8. 倫理と受託者責任</b> <ul style="list-style-type: none"><li>◦ モデレーター：CFA協会</li><li>◦ パネリスト：FPSB</li></ul>
16:45 – 17:00	<b>コミットメントと成果</b> <ul style="list-style-type: none"><li>◦ Ms. Karen Wuertz, AMCC議長 &amp; SVP, 全米先物協会（NFA）</li><li>◦ Ms. Nandini Sukumar, AMCC副議長 &amp; CEO, 国際取引所連合（WFE）</li></ul>

10月30日 (火) 協力会員諮問委員会 (AMCC) 中間会合

9:00 – 9:30

## 9. IOSCO第7委員会 (C7) における最近の取組み- デリバティブに関する委員会

- モデレーター：国際スワップ・デリバティブ協会 (ISDA)
- パネリスト：全米先物協会 (NFA)、米国先物業協会 (FIA)、米国証券保管振替機構 (DTCC)、グローバル金融市場協会 (GFMA)、シカゴ・マーカント取引所 (CME)

9:30 – 10:30

## 10. G20での店頭デリバティブ市場構造改革及び取引報告義務導入の影響

- モデレーター：
  - Eric Pan, C7議長, Director, Office of International Affairs, 米商品先物取引委員会 (CFTC)
  - Paul Willis (調整中), C7副議長, Technical Specialist- Commodities, 英国金融行為規制機構 (FCA)
- パネリスト：米国先物業協会 (FIA)、国際スワップ・デリバティブ協会 (ISDA)、米国証券保管振替機構 (DTCC)、グローバル金融市場協会 (GFMA)、シカゴ・マーカント取引所 (CME)

10:45 – 11:30

## 11. IOSCOエマージングリスク委員会 (CER) における最近の活動

- モデレーター：Matteo Aquilina, CER副議長, Financial Stability & Wholesale Manager, 英国金融行為規制機構 (FCA)
- パネリスト：全AMCCメンバー

11:30 -11:45

## その他の事項

11:45 – 12:00

## AMCCの今後の運営、閉会の辞

- Ms. Karen Wuertz, AMCC議長 & SVP, 全米先物協会 (NFA)
- Ms. Nandini Sukumar, AMCC副議長 & CEO, 国際取引所連合 (WFE)

10月31日（水） 協会員諮問委員会（AMCC）研修セミナー

9:00 – 9:15

## AMCC議長、主催機関からの開会挨拶

- AMCC議長, Karen Wuertz, Senior Vice President of Strategic Planning and Development, 全米先物協会 (NFA)
- 主催機関, Scott O'Malia, CEO, 国際スワップ・デリバティブ協会 (ISDA)

9:15 – 9:45

## IOSCOの戦略、優先課題、IOSCO原則の重要性に関するプレゼンテーション

- Ms. Isabel Pastor, Head of Enforcement & Cooperation and Senior Advisor, Special Projects

9:45 – 11:15

## デリバティブ：原理、役割、法的側面

- 共同モデレーター：Keith Noyes, Regional Director, Asia-Pacific, 国際スワップ・デリバティブ協会 (ISDA)
- 共同モデレーター：Kateine Darras, General Counsel, 国際スワップ・デリバティブ協会 (ISDA)
- Jennifer Levin, Manager, 店頭 Derivatives, 全米先物協会 (NFA)
- Axel van Nederveen, Managing Director and Treasurer, 欧州復興開発銀行 (EBRD)
- Peter Werner, Senior Director, Legal Department, 国際スワップ・デリバティブ協会 (ISDA)

11:30 – 12:45

## G20の公約：ピッツバーグ・サミットから9年経った実績

- モデレーター：Steve Kennedy, Global Head of Public Policy, 国際スワップ・デリバティブ協会 (ISDA)
- Paul Willis, Technical Specialist - Commodities/Derivatives/Markets Policy/Strategy & Competition, 英金融行為監督機構 (FCA)
- Lars Overby, Head of Credit, Market and Operational Risk Policy, 欧州銀行監督局 (EBA)
- Patrice Aguesse, Head of Markets Regulation, 仏金融市場庁 (AMF)

10月31日 (水) 協会員諮問委員会 (AMCC) 研修セミナー

14:00 – 15:30

## 執行と調査： ツールとリソース

- モデレーター： Andrew J. Kriegler, President and Chief Executive Officer, カナダ投資産業規制機構 (IIROC)
- Corinne Andrea Riguzzi, Head Exchange Regulation, スイス取引所
- Christophe Caillot, Directorate of Investigation and Inspection Division, 仏金融市場庁 (AMF)
- Luiz Felipe Amaral Calabró, Executive Manager - Chief of Legal Department, サンパウロ証券・商品・先物取引所 (BM&F Bovespa)
- Dinesh Soni, Vice President, Head of Inspection, Enforcement and Exchange Compliance, インド国立証券取引所 (NSE)

15:45 – 17:15

## データ分析、分析とツール

- モデレーター： Carlo di Florio, EVP Risk and Strategy, 米国金融取引業規制機構 (FINRA)
- Valentino Wotton, Managing Director, 米国証券保管振替機構 (DTCC) Deriv/SERV Product Development & Strategy
- Leo Gosland, Manager Advanced Analytics Team, 英金融行為監督機構 (FCA)
- Suprabhat Lala, VicePresident, Regulatory, インド国立証券取引所 (NSE)

11月1日（木） 協力会員諮問委員会（AMCC）研修セミナー

9:00 – 10:30

## サイバーセキュリティ

- モデレーター：Peter Salmon, Chair of the AMCC WG on Investment Management Cybersecurity and Senior Director, Operations and Technology, 米国投資信託協会（ICI）
- Thomas Deinet, Member of the AMCC WG on Asset Management Cybersecurity & Executive Director, オルタナティブ投資基準審議会（SBAI）
- Mark Morrison, SVP and Chief Security Officer, オプション・クリアリング・コーポレーション（OCC）
- Greg Wood, SVP, Global Industry Operations and Technology, 米国先物業協会（FIA）

10:45 – 12:15

## 監督

- モデレーター：Karen Wuertz, AMCC議長 & Senior Vice President of Strategic Planning and Development, 全米先物協会（NFA）
- Guilherme Benaderet, Chief Supervision Officer, ブラジル金融資本市場協会（ANBIMA）
- Michel Janna, President, コロンビア証券自主規制機構（AMV）
- Peter Mason, Head of Market Surveillance, ロンドン金属取引所（LME）

13:30 – 14:45

## リテール投資者保護の手段：規制当局はどのようにリテール投資者を保護するのか

- モデレーター：Gloria Dalton, Senior Director International, 米国金融取引業規制機構（FINRA）
- Noel Maye, CEO, Financial Planning Standards Board（FPSB）
- 小野島 貴弘, 日本証券業協会（JSDA）国際部長
- Patrick Armstrong, Senior Officer Financial Innovation, 欧州証券市場監督局（ESMA）
- Tinuade Awe, Executive Director, Regulation, ナイジェリア証券取引所

16:15 – 17:00

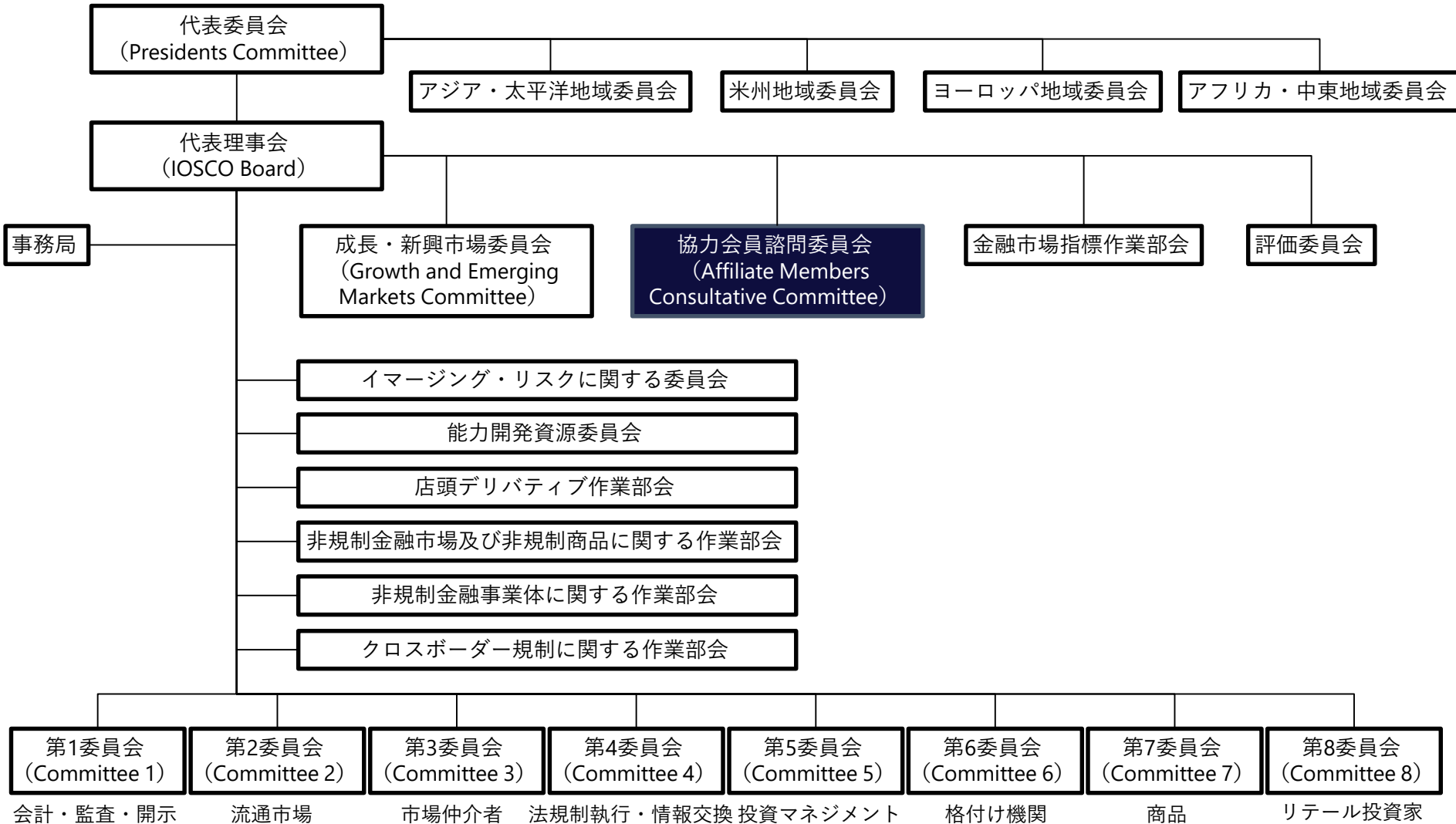
## ラップアップセッション

# (参考2) IOSCO/AMCCの概要



会議名	証券監督者国際機構／協力会員諮問委員会 (IOSCO : International Organization of Securities Commissions) (AMCC : Affiliate Members Consultative Committee)
IOSCOの設立目的	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 投資家を保護し、公正かつ効率的で透明性の高い市場を維持し、システミックリスクに対処することを目的として、国際的に認識され、一貫した規制・監督・執行に関する基準の適切な遵守を確保し促進するために、協力すること</li><li>2. 公正行為に対する法執行や、市場・市場仲介者への監督に関する強化された情報交換・協力を通じて、投資家保護を強化し、証券市場の公正性に対する投資家の信頼を高めること</li><li>3. 市場の発展への支援、市場インフラストラクチャーの強化、適切な規制の実施のために、国際的に、また地域内で、各々の経験に関する情報を交換すること</li></ol>
IOSCOの設立時期	1974年に設立された米州証券監督者協会を母体とし、1980年代以降に欧州・アジア諸国の機関が加盟。1986年のパリ総会において、現在の証券監督者国際機構という名称に改められた。
IOSCOのメンバー	IOSCOのメンバーには、正会員 (Ordinary Member)、準会員 (Associate Member)、協力会員 (Affiliate Member) の区分がある。我が国からは、金融庁、経済産業省及び農林水産省が正会員として、証券取引等監視委員会が準会員として、日本証券業協会及び日本取引所グループ/日本取引所自主規制法人が協力会員として、それぞれ加盟している。
AMCCの活動	本協会が加入する協力会員諮問委員会 (AMCC) は、1989年に事務局長のイニシアティブにより設置された自主規制機関諮問委員会 (SROCC) が、協力会員の属性の多様化に伴い、2013年9月に名称変更されたものである。AMCCの機能としては、協力会員相互間の情報交換のほか、協力会員としてIOSCOに参加している自主規制機関 (SRO) の知見及び意見をIOSCOの政策委員会の議論に反映させ、グローバルな規制環境の適正な整備に資することが主要なものとなっている。同委員会の会合は通常年2回 (IOSCO年次総会時の会合及び中間会合) 開催されている。現在同委員会には約60の機関が加入している。 2006～2012年の間、本協会が旧SROCCの議長を務めた。現在は、全米先物協会 (NFA) の Senior Vice-PresidentであるMs. Karen Wuertz氏が議長を努めている。
市場関係者との対話	IOSCOでは、民間セクターとの対話拡充を目的に、市場関係者との会合も年1～2回開催している。

# (参考3) IOSCOの組織



# (参考4) 開催実績・予定

	年次総会	中間会合及び研修セミナー	
2006年	香港 (6月)	スペイン マドリッド (11月)	中間会合のみ
2007年	インド ムンバイ (4月)	東京 (11月)	中間会合のみ
2008年	フランス パリ (6月)	米国 ワシントン (12月)	第1回研修セミナー
2009年	イスラエル テルアビブ (6月)	英国 レディング (2010年1月)	第2回研修セミナー
2010年	カナダ モントリオール (6月)	ブラジル リオデジャネイロ (11月)	第3回研修セミナー
2011年	南アフリカ ケープタウン (4月)	台湾 台北 (10月)	第4回研修セミナー
2012年	中国 北京 (5月)	トルコ イスタンプール (11月)	第5回研修セミナー
2013年	ルクセンブルグ (9月)	カナダ トロント (5月)	第6回研修セミナー
2014年	ブラジル リオデジャネイロ (9月)	東京 (4月)	第7回研修セミナー
2015年	英国 ロンドン (6月)	スイス チューリッヒ (10月)	第8回研修セミナー
2016年	ペルー リマ (5月)	米国 シカゴ (9月)	第9回研修セミナー
2017年	ジャマイカ モンテゴベイ (5月)	インド ムンバイ (9月)	第10回研修セミナー
2018年	ハンガリー ブタペスト (5月)	英国 ロンドン (10月)	第11回研修セミナー
2019年	オーストラリア シドニー (5月)	未定	
2020年	アラブ首長国連邦 ドバイ (未定)	未定	